

令和 7 年第 4 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 7 年 4 月 30 日（水）

午後 2 時 00 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第4回座間市農業委員会定例総会議事録

令和7年4月30日、第4回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森	川	保	8	小	泉	聡
2	草	薙	初 夫	9	鈴	野	伸 吾
3	若	菜	成 之	10	吉	川	浩 正
4	曾	根	将 彦	11	市	川	芳 明
6	吉	川	稔 恒	12	山	村	優 子
7	吉	川	充				

会議を欠席した委員

5	池	上	元 徳
---	---	---	-----

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|------|
| 1 | 事務局長 | 中村政秀 |
| 2 | 事務局次長 | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 河野誠 |
| 4 | 主事補 | 関口裕介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第7号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第8号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第18号 令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望について

その他

午後 1 時57分開会

- 議長 それではただいまの出席委員は 11 人で定足数に達しております。
- これより、令和 7 年第 4 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
- それでは本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程はお手元に配布されておりますとおり、定めましたのでご了承願います。
- なお 5 番池上元徳委員から欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、4 番曾根将彦委員、11 番市川芳明委員の両名を指名いたします。
- 次に日程第 2、諸報告について事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは日程第 2 諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。
- まずは、1 の会務報告です。今回は 3 月 27 日（木）から 4 月 29 日（火）までの概要でございます。
- 先月 3 月 27 日（木）、この場所におきまして、令和 7 年第 3 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条 1 件 1 筆の農地転用、農地法第 5 条 1 件 1 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について 4 件 9 筆、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定について 1 件 1 筆、農用地利用集積計画について貸手が 3 人、借人が 4 人、筆数が 6 筆の以上 6 議案についてご審議ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続きをいたしました。
- 続きまして、4 月 16 日（水）には横浜市内で県農業会議の常設審議委員会が開催され、会長が出席されています。
- 4 月 22 日（火）には農振部会と農地部会を開催しました。農振部会では、令和 8 年度県農林業施策並びに予算に関する要望についての取りまとめを行っています。農地部会では、本日の議案に対し、現地確認と事前協議を行いました。
- 続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 6 件でございます。内容は資料記載の通りで、座間市農業委員会規則第 11 条の規定により処理いたしました。
- 諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第7号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第8号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出についてを事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第5号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年4月30日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

続きまして、日程第4、報告第8号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年4月30日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目田が4筆、畑が9筆地積合計2670.88㎡。

農地法第5条届出について、地目田が2筆、畑が8筆地積合計984.46㎡

合計としまして、田が6筆地積1275.46㎡。畑が17筆地積2379.88㎡、地積合計3655.34㎡で届出件数が10件でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年4月30日座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の3ページをご覧ください。こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年毎に税務署に提出する「引き続き農業経営を行っている旨の証明」でございます。座間市座間1丁目■■■■にお住いの■■■■さんからの申請です。特例適用農地につきましては番号1から番号10までの市街化区域内の農地3筆を含む、10筆で、合計4,672.86㎡です。

案内図につきましては、4ページから7ページをご覧ください。

主要地方道相模原茅ヶ崎線座間上宿交差点の南西側、■■■■さんご自宅に隣接する畑、中河原の交差点付近畑及びその南のJR相模線路沿いの畑、県立座間高校西側の畑の計10筆でございます。

こちら登記地目は宅地や田となっていますが、農地の現況といたしましては全て畑でございます。

お手元のタブレット又はテレビモニターにて、現況写真を用意しましたのでそれぞれご確認をお願いいたします。

■■■■さんでございますが、令和3年7月に父の■■■■さんからの相続により、相続税の納税猶予を受けられており、今回1回目の引き続きの証明となります。

■■■■さんは、父の■■■■さんが亡くなられる前から農業に従事されているとのことで、現在は、母及び姉と共にご家族で農業をされています。

農機具等につきましては、耕運機、軽トラック等を所有しております。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長

4月22日に農地部会で現地を見ながら検討いたしました。地元農業委員の説明でも、1回目も同じような状況であったということで、話がありましたけども、1から4の自宅の前の、家庭菜園、それから4から10の田から畑に変えたところの

畑、それを見て回ったのですけども、自宅前のところは樹園地と家庭菜園の野菜を作る畑になっておりまして、樹園地ですのである程度草が出るのはやむを得ないのですけども、草刈とこれから自宅前のところは野菜を植え付ける予定だということで、説明がありました。

4から10の畑については、貸し農園的な形でなっております。

前回と同じような状況で農地部会としては非常に判断に迷ったのですけども、管理されているということで、やむを得ないだろうというふうな意見でした。

ただ事務局の方で、この証明書を渡すときに、草の多いところは草狩りをするようにということで指導願いたいという要望しておきました。状況は以上ですよろしくをお願いします。

議 長 議案第16号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（充）委員 私も先日の農地部会で一緒に現地の方を確認いたしました。■■■さんですけども、お話あった通り、3年前に見たのですけども、そのときから現状はほとんど変わらずということで、自宅前にはさくらんぼやビワや柿ブルーベリー等の果樹を植えられておりまして、ネギやいろいろな種類の作物は植えられておりました。

他の農地はよく管理はされているので、農地部会長の話の通り、問題ないと思います。以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

若菜農振部会長 面積的にかなり多い面積をやってられてる方だと思います。それで、これだけの野菜をどういうふうな販売ルート、農業経営ですから、多分米ディハウスには出ないと思うんですね、じゃあどこだといったら、市場になるわけです。あと親戚に配っているとか。いろんな答えが出てくると思うんですけど、今度事務局の方でね、この生産物をどうされてるのかというのも、ひとつ聞いてもらいたいんですね。どうでしょうか。

事 務 局 先日、代理人に対して聞き取りをさせてもらったところ、農産物の販売先については、全部自家消費、並びに知人の方に譲ったりしているということで、出荷しておらず、確定申告書の農業収入なんかの計上はしていないという回答をいただいております。以上です。

若菜農振部会長 わかりました。

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第16号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6 議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。租税特別措置法第70条の6 第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年4月30日座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の8ページをお開きください。申請人ですが、座間市座間1丁目■■■■、■■■■さんです。特例適用農地は、番号1から番号6までの市街化区域内の農地3筆を含む6筆で、合計1,696㎡でございます。

場所につきましては、資料の案内図9ページから11ページです。主要地方道藤沢座間厚木線の座間跨線橋周辺に位置する田が2筆、畑が4筆です。現況は、写真でご確認ください。■■■さんは、平成24年に当該農地を相続し、納税猶予を受けられており、引き続き証明としては今回で4回目の申請になります。農業経営としては、当該農地の他に合計4反程の農地で耕作されており、父の■■■さんが亡くなる以前から■■■さんが中心となっています。農機具については、トラクター、耕耘機、田植え機、など一通りをお持ちで、農地を管理されております。内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 はい。この件につきましても4月22日に、農地部会で現地を見て検討しております。田畑等もよく管理されていますので、問題ないということで、農地部会としては意見

がまとまりました。以上です。よろしくお願いします。

議 長 議案第17号の地区担当委員は吉川充委員です。地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（充）委員 私も農地部会の方で現地確認いたしました。農地部会長のお話の通りで問題ないと思います。以上です。

議 長 農地副部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 挙手全員。よって、議案第17号は原案のとおり承認することに決しました。

次に日程第7、議案第18号、令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第7 議案第18号令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望について
農林水産大臣及び神奈川県知事に対し、令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望を別紙のとおり提出したいので、審議願いたく提案します。

令和7年4月30日座間市農業委員会会長、小泉聡。

この要望につきましては、令和8年度の県農林業施策、予算等に関し、県が施策化等すべき事項及び県から国に施策化等を働きかけるべき事項について、本市農業委員会の意見・要望及び理由を提出いたしたく、令和7年2月19日に第1回目、4月22日に第2回目の農振部会を開催し、審議していただきまして要望案を作成いたしました。本日の総会で承認されますと、今後、神奈川県農業会議に提出します。農業会議では、各市の農業委員会から提出された要望を整理、集約し、6月に開催予定の常設審議委員会での審議を経て、7月に県知事に提出される予定となっております。

それでは、要望案の内容について読み上げさせていただきます。別紙の「令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）」の1ページをお開きください。

番号１、基本農政の確立・推進について。

（１）都市農業の推進。

①都市農業の振興を図るための「都市農業振興基本法」の制定に伴い、「かながわ農業活性化指針」が策定されたことから都市農業の実情を踏まえた施策を講じられたい。

市街化区域の農地や農業用施設用地は、固定資産税の負担や農業施策が限定的である。指針をもとに都市農業の振興策を示す必要がある。

継続、一部修正です。

（２）地産地消と食農教育の推進。

①教育現場や家庭において食育の推進を図り、農作物の生産過程が体験できる実習の取組みへの強化・充実を支援すること。

本市では、一部の農業者の協力により農作業体験の実習を実施しているが限定的である。食育や農作業体験の実習を含めた食農教育をより一層充実し、食べ物や農業の大切さを理解してもらうことが重要である。

継続。

②学校給食で使用する食材の地産地消を推進する施策を講じること。地場産物の学校給食への活用は、食育や生産者の販路拡大、生産意欲向上に寄与する。肥料等資材価格が高騰している現在、給食用食材への価格転嫁は困難であることから、学校給食へ出荷する際の販売価格に対する補助等が必要である。

継続。

（３）食の安全と安心の確保。

①食の安全の確保が強く求められている今日、残留農薬や食品添加物、遺伝子組み換え食品など、あらゆる食品の安全・安心な確保について対策を講じるとともに、国に安全確保のための施策充実を要望すること。

消費者の不安を払拭するため、さまざまな検査体制の強化をはじめ適正な表示方法の確立など、食品の安全確保を進める必要がある。

継続。

番号２、農地の保全と有効利用対策について。

①農地中間管理機構事業については、都市農業に適合した具体的なモデル実践事例を示すなど、中間管理機構主導のもと、地域の農業委員会の意見等を聴取しながら、

現場の実態に合わせた推進方策を確立すること。

本市では、農地の面的な集約に限りがあるため、地域の農業に見合った農地中間管理事業の活用策を構築する必要がある。

継続。

②「地域計画」の目標達成に向けて、地域ごとでの説明会など、各市町村での使用貸借率の増加に向けた環境整備施策を講じること。

「地域計画」の目標達成に向けては、中間管理機構への貸付制度の周知が不足しており、貸借率増加が必須の課題であり、貸し付けを促進するための支援が必要である。

新設。

(2) 残土及び事業系ゴミ等の不法投棄、違反転用等の防止。

①残土等の不法投棄や違反転用に対する罰則の強化を国に働きかけること。また、悪質な違反転用事案に対しては、初動対応が最も重要であることから、農業委員会、市、県、警察が協同して現地指導の実施、あるいは市による工事停止命令が出せるような体制や仕組みを構築すること。さらに、違反者への勧告を迅速に行い、市が独自で警察に対して告発等が行える制度整備や、行政代執行による、早急な現場復旧が行える法改正を含めた仕組みを構築すること。

罰則の強化により未然に防ぐことが重要である。また、違反転用等の事案の是正については、初動における工事停止命令の発動や警察官立会いによる現地指導等厳格な対応が必要である。また、停止には応じるが、現場復旧を行わないケースが散見されるため、現場復旧を早期に行える制度が必要である。

継続、一部修正。

番号3、担い手経営対策について。

①認定農業者など、意欲的な農業者に一層の支援を図るため、担い手育成支援施策の強化と認定農業者等の組織化や農作業受委託組織の育成を図ること。

認定農業者をはじめとした「地域計画」へ位置づけられた農業者への支援の強化が必要である。また、農作業受委託組織で利用できる農業機械が限定的であるため、様々な農作業の請負等ができるよう農業機械の整備も含めた組織育成支援が必要である。継続。②高齢者や女性農業者、小規模農家、兼業農家、新規就農者、親元就農者等多様な担い手の取組みに対し、省力技術や機械の導入、基盤整備のより一層の推進を図り、支援の柔軟性も含め強化すること。

農業経営を開始し、続けるためには、機械化、省力化が求められることから、そのための支援が必要である。

継続。

（２）経営改善支援施策の強化

①農産物直売所の設置は地産地消が一層推進するとともに消費者にとっても魅力のある場所となっている。大型直売所のみならず小規模直売所への補助制度を新設するとともに運営・管理について支援を行うこと。

少量・多品目の農産物の販売ができる直売所の設置は小規模農家等の生産意欲を増幅させ、農地が有効に活用されることとなる。継続。②農家の６次産業化を進めるため、小規模農家でも容易に取り組めるよう、地域の実情に合った仕組みづくり、体制づくりの支援等を行うこと。農業所得低迷は、農業者の耕作意欲の低下に直結する。その打開策として６次産業化は有効な手段であり、小規模農家でも取り組めるよう財政面を含む環境づくりを整える必要がある。

継続。

（３）経営安定に向けた施策。

①気候変動に応じた新品種が開発されているが、苗等の供給量が足りていない。高温対策に適した品種の供給促進に向けた施策を講じること。

気候変動等に伴い、営農環境が年々変動している。変動に対して、対応できる品種が改良されているが、苗等の供給等が進んでいない現状があるため、供給等を促進する施策が必要である。新規。

番号４、農業委員会活動対策について。

（１）農業委員会の適正な事務実施のための支援の強化。

①新たな農地政策のもとでの農業委員会の役割に応じた予算が適切に配分されるよう、農業委員会交付金の確保・拡大について国に働きかけること。

農業委員会法の改正等により、農業委員会に期待される役割は増大している。農業委員会の活動を発揮するためには、財政の維持・確保は重要である。

継続。

②法定化された農業委員会サポートシステムの整備・運用について、円滑かつ十分な対応がなされるよう配慮すること。

農地法改正等により、農地情報を公表するため、農業委員会サポートシステムを導

入したが、整備・運用にあたってはシステム改修等の支援が必要である。

継続。

番号5、鳥獣害対策等について。

(1) 害獣被害及び害虫対策について。

①県では、アライグマの防除実施計画が策定されているが、ハクビシン、たぬき等の害獣の防除についても財政的な支援と捕獲した害獣の処分に対する支援の強化を講じること。また、カメムシ等の害虫被害が近年増加傾向にある。被害防除に対する施策を講じること。

鳥獣による農作物被害は農業者の営農意欲を喪失させるため、鳥獣被害対策の更なる強化が必要である。気候変動に伴い、従前は発生が少なかった害虫が増加しており品質の低下や農家の負担が増加しているため、支援策を講じる必要がある。

継続、一部修正。

(2) 外来植物について、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来植物への蔓延防止のための注意喚起の強化及び対応施策を講じること。

本市でも発生の情報提供があり、定着してしまうと繁殖力や再生力が非常に強く駆除が極めて困難であるため、早急な対応が必要である。

新規。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第18号、令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望について、提案理由並びに補足説明がございました。本案はさきの農振部会において協議検討されております。若菜成之農振部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農振部会長 はい。それでは申し上げます。継続については、その通りでございますので、後で読んでいただきたいと思います。赤字の修正とか、あと新設ですか。同じだと思うんですけど、ここについて皆さんで意見交換したものを発表いたします。

一番の1ページの(1)、これは一部修正で農業用施設用地ということをつけ加えたということです。あとはですね2ページをご覧いただきまして、農地の保全と有効利用対策について、今やっております。地域計画ですか。こちらの部類になると思います。三、四日前の農業新聞では32都道府県がもう地域計画完成という記事が出ておりました。近県で完成されてないのが、茨城、埼玉、神奈川ということです。これに対して、説明会が足りないんじゃないかということで一番重要なのは使用貸借率の増

加に向けた環境整備、施策を講じてくださいということです。中間管理機構については、もう今更できたことじゃないんですけど、中間管理機構という制度がありますよというのを、皆さんに周知徹底するのが農業委員の仕事なのかなっていうふうにも私個人的ですけど、これ思いました。

その下の残土等の問題です。これはこの通りできれば、本当にベターだと思います。市による工事停止命令ができればすごくいいのかなと思うし、警察への対応等でもですね、行政代執行等ですね、これができればいいのかな。将来に向けた要望を記入してあります。また理由の方ですけど、これ一部修正になっておりますが、現場復旧をしないで不法投棄をする。当然、現場復旧する目的で不法投棄なんかしないですから、ここらもなかなか難しい問題なのかなっていうふうに思います。座間地区でもかなりの広い土地不法投棄あってあの土地のものを現場復旧できるかという、なかなかできないんですけど、これも将来に向けての、一部修正ということで話し合いました。

3 ページについては、高温対策での田んぼの苗の水稲のことになるんですが、高温対策に適した品種の供給促進に向けた施策を講じること。ということで書いてありますが、私のニュアンスとちょっと違うんですけど、新品種を作るには約10年、農薬とか医薬品ができるまでと同じような形で時間を費やすと。だから、2、3年前に高温になったからといって、できるもんじゃないのはよくわかってるんですけど、高温対策に向けた品種なんか今まであるわけないんですね。ただ、高温耐性に向けた品種がこの品種は高温に対して、いいんじゃないかという品種は何件かあります。何件かあるものがいっぺんに日本中その品種にするっていうことは、種が足りないんで、今種を作ってるところだよという情報は私は得てます。ですから、これを令和8年度の目標にするわけなんですけど、ひょっとしたら令和8年度には他県で使用している品種の確保ができて、もう出てくるかもしれませんけど、今一番問題になっている高温対策ですから、こちらの方も新設として書かせていただきました。理由についても今申し上げた通りです。すぐにはできませんから、ある品種の中で特性を生かしたものをものの種を確保するというのが、今の考え方ではなかろうかなと思います。

最後4 ページです。害虫被害についてです。あえて今問題になっているハクビシンたぬき等は座間ですけど、害虫という表現を使っております。また、水稲の方のカメムシの関係です。これも3日ぐらい前の農業新聞ですか。昨年度の10

0倍のカメムシが今年は発生するんじゃないかと。そういう予報が出てますから、一番ベターなのは自己防御に限ると思うんですけど、これらについても座間だけの問題じゃなくて、日本全国の問題ですので、書かせていただきました。余計な話ですけど、カメムシが多くなったというのは、当然気温が上がって冬場そのカメムシは寒くて死んじゃうのが普通らしいんです。ところが気温が高すぎるから越冬して生き残る残りがまた悪さをするということらしいです。ここにはこういうふうに書いたんですけど、四ツ谷地区のことをちょっとお話しますと、四ツ谷地区は7月になると、回覧版で草を刈ってくださいと。草刈を回覧版で促してます。出水の大体3週間ぐらい前、これ1人で草刈ってもしょうがないんで、部落ひとまとめにしてやれば、かなり効果は出てくるんだと思うんですが、なかなか半分もやってないのが現状だということです。最後の外来植物について、これ去年なんですけど、ナガエツルノゲイトウっていう悪さをする植物です。この植物は法律により、持って帰るとか、持ち出し、田んぼに生えてたら、田んぼから持ち出しすることができません。持って帰ったらこれ罰せられちゃいますので、だから余計問題だということです。特にトカゲのしっぽじゃないですけど、1回切ったらそこからまた根っこが出てきちゃうということで、ただ、去年は入谷で出てます。それは農協にすぐ連絡して担当が来て、薬の紹介をしたということなんですけど。これが蔓延しちゃいますと、コンバインがまず使えない乾燥機がまず使えない、農協の乾燥センターは多分ストップしちゃうんじゃないかなという懸念があります。今、ものすごく流行っている植物ですので、ここに載せさせていただきます。以上です。

議長 ありがとうございます。農振部会長の意見を参考にこれより質疑に入ります。ご質疑ご意見ございませんか。

市川農地部会長 貸付を促進するための支援が必要であるということで、環境整備を講じることって言うことなんですけども。具体的にどういうことを言ってるのかなんてね、もうお金を出して、貸付率を上げるのか、PRをして、この計画の意味を周知してあげるのか、その辺はどういうふうに考えてるのかというのが1点と、あと先ほど部会長が言っていましたけど、3ページ目の農業安定に向けた施策の中での米の暑さに強い米の問題について、もう具体的に、次はこの米がいいよというのは、ちらほらと話を聞こえてるんで、その辺も早急に情報を流してもらって、これは農業絡みとも関連してくるんで

ね。その辺を、どうなってんだということをもうちょっとはっきりと示して欲しいなと思います。それから最後の4ページの、さっき話しましたカメムシについて、これは非常に問題なってるんですね。カメムシの被害と、もう1つが不稔米。結局、花が咲いたときにすぐにカメムシがついて、そこでもう籾の状態で中が成熟しないのが出ちゃって、去年、それが大半だったんですね。だからその辺もやっぱり、畦畔の処理も一緒なんですけども、これもやっぱり年に2回、シーズン2回の防除が必要だということで、その辺も技術センターとか、そういったことをやっぱり密に話し合って防除体系を農協等と定めて欲しいなというふうには思いますので、その辺も検討して欲しいなと思います。以上です。

議 長 今回出てる気候変動の問題とか、カメムシ、ナガエツルノゲイトウって今までないような新しい課題が出てきてますんで、少なくともそういうものは率先して要望書に上げて、農業会議の俎上に載せてね、各県下でいろいろ考えてもらう必要があるんで、今回は載せていただいています。また、先ほどお話したように、4月から今度は農業会議の常設審議会のメンバーになってますので、そういう中でまたこの辺の話はしたいと思います。

議 長 議案第18号令和8年度県農林業農林業施策並びに予算に関する要望について、本案部会長報告は承認であります。部会長報告の通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第18号は原案のとおり承認することに決しました。
以上で、議案審議は全て終了しました。
委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。
その他

- ・ あっせん希望農地について
- ・ 令和7年座間市農業委員会事業計画について

議 長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和7年第4回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後 2 時46分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

3 番 _____

10 番 _____